

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和35年8月4日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月21日から同年7月1日まで
② 昭和35年8月1日から同年8月4日まで

私は、昭和33年6月21日から35年8月3日まで、A社に継続勤務していたにもかかわらず、同事業所での厚生年金保険加入期間が33年7月1日から35年8月1日までのみとされ、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社が発行する在職期間証明書（昭和33年6月21日採用、35年8月3日退職）により、申立人は、申立期間①及び②において、同事業所に勤務していたことが確認できる。
- 2 また、申立期間②について、A社が保管する人事記録等を見ても、申立人の同事業所での退職日が「昭和35年7月31日」であることを示す記録は見当たらないことから、申立人の同事業所での厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和35年8月4日と認められる。
- 3 一方、申立期間①について、A社が保管する資料により、同事業所に昭和33年6月21日付けで採用された者は、申立人が氏名を記憶する同僚を含め3人（申立人を含む。）確認できるところ、オンライン記録によると、これら3人の同事業所での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも33年7月1日とされていることが確認できる。

また、オンライン記録を見ると、申立人の健康保険の番号を含む前後の被保険者22人のA社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも「1日」とされていることが確認できる上、当時の複数の同僚の中には、

オンライン記録により確認できる同事業所での厚生年金保険被保険者の資格取得日と、記憶する同事業所の入社日が異なっている者が複数人確認できることから、当時、同事業所では、資格取得日は必ずしも入社日とする取扱いではなかったことが推認できる。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当時の同僚からも、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の有無等についての供述は得られず、ほかに申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和16年9月25日から17年5月14日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（船舶所有者）における資格取得日に係る記録を16年9月25日、資格喪失日に係る記録を17年5月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を45円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和17年6月18日から18年5月23日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（船舶所有者）における資格取得日に係る記録を17年6月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を45円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年9月から18年5月23日まで

私は、昭和16年9月から、A社（又はC社）の「D丸」にボーイ（司厨員）として継続乗船勤務していたにもかかわらず、同社での船員保険被保険者資格の取得日が18年5月23日とされ、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「D丸」について、「D丸は、自分が乗船勤務する数か月前まで、陸軍徴用船であった。」旨を供述しているところ、C社（昭和17年5月14日にA社から船舶所有者変更）の「D丸」に係る船員保険船舶台帳の備考欄には、「15. 3. 1 陸軍へ徴用」との記載が確認でき、申立人の供述内容と合致している。

また、C社の「D丸」に係る船員保険被保険者名簿及び同僚の船員保険被保険者台帳により、申立期間当時、A社の「D丸」で船員保険被保険者資格を取得している同僚の大半は、昭和16年9月に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、船員保険被保険者台帳により、昭和16年9月6日にA社の「D丸」で船員保険の被保険者資格を取得している同僚は、「D丸には、自分が乗船した際、ボーイ職が複数人いた。」旨を供述し、また、C社の「D丸」で17年12月2日に船員保険の被保険者資格を取得している同僚からは、「私がD丸に乗船した際には、申立人は既に乗船勤務しており、ボーイ職は申立人を含め3人であった。」旨の供述が得られたところ、同社の「D丸」に係る船員保険被保険者名簿を見ると、ボーイ職（司厨員）として船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は2人のみとされ、当該2人の同僚の船員保険加入記録から判断すると、申立人は、申立期間のうち、16年9月25日から17年5月14日までの期間及び同年6月18日から18年5月23日までの期間、同船に乗船勤務していたことが推認できる。

加えて、前述の同僚及び申立人は、「D丸の乗船人数は、16人程度であった。」旨を供述しているところ、C社の「D丸」に係る船員保険被保険者名簿を見ると、前述の乗船勤務が推認できる期間における船員保険加入者数は、12人から17人で推移している上、同僚等が氏名を記憶する複数の同僚全員も、同社の「D丸」で船員保険に加入していることが確認できることから、当時、同社の「D丸」では、乗船勤務者全員を船員保険に加入させていたものと考えても不自然ではない。

なお、「D丸」の船舶所有者については、C社の同船に係る船員保険船舶台帳から、昭和17年5月14日にA社からC社へ変更され、また、戦時加算該当船舶名簿により、17年6月18日から21年3月31日まで、C社からB社に貸与されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和16年9月25日から17年5月14日までの期間に係る船員保険料を事業主（A社）により、同年6月18日から18年5月23日までの期間に係る船員保険料を事業主（B社）により、それぞれ給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同じ職種の同僚の船員保険被保険者台帳の記録から、45円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のうち昭和16年9月25日から17年5月14日までの期間について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保

険者資格の喪失届も提出されることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 16 年 9 月から 17 年 4 月までの期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和 17 年 6 月 18 日から 18 年 5 月 23 日までの期間について、B 社は既に解散していることから確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 17 年 5 月 14 日から同年 6 月 17 日までの期間については、C 社の「D 丸」に係る船員保険被保険者名簿及び同僚の船員保険被保険者台帳によると、申立期間の頃において、同社の「D 丸」で船員保険被保険者資格を取得している同僚の大半（申立人と同職種の同僚を含む。）は船員保険未加入期間とされている上、当該期間は、「D 丸」の船舶所有者の変更日（昭和 17 年 5 月 14 日）から同船が B 社の管理下とされた日（同年 6 月 18 日）までの期間と一致していることから考えると、当該期間については、原則として船員保険に加入させない期間として取り扱っていたものと考えても不自然ではなく、当時の同僚等からも当該期間における申立人の勤務実態及び船員保険料控除の有無等についての供述等は得られない。

また、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 17 年 5 月 14 日から同年 6 月 17 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 613 (事案 545 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月30日から同年7月1日まで
② 昭和24年11月30日から同年12月1日まで
③ 昭和25年3月28日から同年5月1日まで
④ 昭和25年10月30日から同年12月1日まで
⑤ 昭和26年3月30日から同年4月1日まで
⑥ 昭和26年10月20日から同年11月9日まで
⑦ 昭和27年3月20日から同年4月1日まで
⑧ 昭和27年10月30日から同年11月2日まで
⑨ 昭和28年3月19日から同年4月1日まで
⑩ 昭和28年10月30日から同年11月1日まで
⑪ 昭和29年3月8日から同年4月1日まで
⑫ 昭和29年10月29日から同年11月5日まで
⑬ 昭和30年3月12日から同年4月1日まで
⑭ 昭和30年10月30日から同年11月1日まで
⑮ 昭和31年3月14日から同年4月1日まで
⑯ 昭和31年11月30日から同年12月1日まで
⑰ 昭和32年3月8日から同年4月1日まで
⑱ 昭和32年11月25日から同年12月1日まで
⑲ 昭和33年2月27日から同年3月1日まで
⑳ 昭和34年2月20日から同年3月1日まで
㉑ 昭和34年11月20日から同年12月1日まで
㉒ 昭和35年2月1日から同年3月1日まで
㉓ 昭和35年11月20日から同年12月1日まで
㉔ 昭和36年11月27日から同年12月1日まで

私は、私の船員手帳の記録及び船員保険加入記録によると、昭和 24 年 4 月から 36 年 12 月までの期間のうち、乗船勤務していた期間又は船員保険に 20 日以上加入していた月がそれぞれあるにもかかわらず、申立期間①から⑭までが船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

私は、平成 22 年 9 月 28 日付けの年金記録に係る確認申立てに対して、年金記録を訂正する必要はないとの通知を受けたが、納得がいかないので再度申立てをする。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の船員手帳の記録から、申立期間の大半の期間は、それぞれの申立船舶において乗船勤務していたことが確認できるものの、申立期間①から⑧まで、⑩から⑭まで、⑯から⑳まで及び㉑から㉒までに係る申立てについては、船舶所有者名簿及び各船舶所有者の船員保険被保険者名簿を見ると、各船舶所有者は、当該申立期間において船員保険の適用事業所として確認できない上、各船舶所有者での船員保険加入記録が確認できる複数の同僚も、当該申立期間において加入した記録は確認できず、また、申立期間⑨、⑮及び㉓に係る申立てについては、各船舶所有者の船員保険被保険者名簿から、船員保険加入記録が確認できる同僚の中にも、船員手帳の記録により乗船勤務期間であることが推認できるにもかかわらず、申立人と同様に、申立期間⑨、⑮及び㉓が船員保険に未加入である同僚が複数人確認できること、さらに、申立期間の一部の主張については、船員保険法第 22 条の規定等を理由に、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 4 月 6 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当初の決定後に申立内容を示す新たな事情等として、昭和 15 年 6 月 1 日施行時における船員保険法第 22 条の中には、「十六日以後ニ於テ被保険者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ月ハ半月トシテ之ヲ被保険者タリシ期間ニ加算ス」と規定されている条文があり、申立期間のうち、船員保険に 20 日以上加入していた月は当該条文に該当している旨を主張している。

しかし、前述の条文は、船員保険法の昭和 20 年 4 月 1 日改正施行時に削除され、申立期間においては施行されていないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑭までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 614 (事案 544 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、戦時加算の対象期間として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和20年8月31日から同年9月1日まで

私は、戦時加算該当船舶の要件を満たしていたA社の「B丸」には昭和20年8月31日まで乗船勤務していたにもかかわらず、同社での船員保険被保険者資格の喪失日が20年8月31日とされているので、申立期間①を船員保険加入期間とするとともに、申立期間②を戦時加算の対象期間として認めてほしい。

私は、平成22年7月22日付けの年金記録に係る確認申立てに対して、年金記録を訂正する必要はないとの通知を受けたが、納得がいかないので再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の「B丸」に係る船員保険被保険者名簿及び船舶所有者記号払出簿を見ると、同社は昭和20年8月31日に船員保険の適用事業所でなくなっている上、当該被保険者名簿で確認できる同僚は、申立人と同様、当該日に同社での船員保険の被保険者資格を喪失していることが確認できること等を理由に、既に当委員会の決定に基づく平成23年4月6日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当初の決定後に申立内容を示す新たな事情等として、昭和15年6月1日施行時における船員保険法第22条の中には、「十六日以後ニ於テ被保険者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ月ハ半月トシテ之

「被保険者タリシ期間ニ加算ス」と規定されている条文があり、申立期間のうち、船員保険に20日以上加入していた月は当該条文に該当している旨を主張している。

しかし、前述の条文は、船員保険法の昭和20年4月1日改正施行時に削除され、申立期間①においては施行されていないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、前述により、申立期間②について、戦時加算の対象期間として認めることはできない。